

令和4年度第3回秦野市上下水道審議会

午後1時57分開会

○課長代理（総務担当） 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまより、令和4年度第3回秦野市上下水道審議会を始めさせていただきます。

本日は御多用のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます上下水道局経営総務課の田邊と申します。よろしく願いいたします。

さて、本日の会議でございますが、委員15名のうち11名の出席をいただいておりますので、秦野市上下水道審議会規程第7条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また当審議会の会議録についてですが、原則、ホームページで公開することになります。公開する前に事務局で作成する会議録の内容につきまして、会長及び委員1名の方に御確認をいただいております。会長のほか、会議録の確認をしていただく委員の方は、今回は川口委員にお願いしたいと思っております。川口委員、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

それでは開会にあたりまして、茂庭会長、御挨拶をお願いいたします。

○茂庭会長 こんにちは。本日はお暑い中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ついにコロナの第7波が急激にきたようでして、第6波のときに急激な患者の増加に驚いたのですが、7波はどうもそれを上回っていて、そろそろ天井じゃないかなと個人的には思っているんですけども、まだ増える可能性もありますので、どうぞ、お気をつけていただきたいと思います。それに加えて、何かサル痘という新しいウイルスが日本にも入って来たようで、どうも人間にとって最大の敵がウイルスになりそうな感じになってまいりました。

衛生環境の保全是非常に大事なことです。特に水道・下水道をきちんと管理することによって、市民の生活の安全にかなり影響するものと思っておりますので、どうぞ熱心な御議論をよろしく願いいたします。

○課長代理（総務担当） どうもありがとうございます。

本日、神奈川県温泉地学研究所の板寺委員、神奈川県流域下水道整備事務所の大橋委員、日本下水道協会の小俣委員、神奈川県下水道公社の西村委員の4名の方は、お仕事の都合により欠席されておりますので御報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、経営総務課のみの出席とな

っております。上下水道局内の各課長については自席で待機していますので、経営総務課で回答できない御質問があった場合は、しばらくお時間をいただきまして回答させていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員の皆様の席の間隔を空けておりますので、発言の際には大きな声で御発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の次第、また追加資料として、参考資料「地方公営企業の仕組み」。資料3-2別紙「⑤案 改定前後における口径13~20mmの料金表」。事前配付資料として、資料1「料金シミュレーションの結果について」。資料2「料金改定のシミュレーションパターンと主なデメリット（水道料金・下水道使用料）」。資料3-1「水道料金シミュレーション案比較表」。資料3-2「水道料金シミュレーション案採点表」。資料3-3、①から⑦までの「水道料金シミュレーション結果」。資料4-1「下水道料金シミュレーション案比較表」。資料4-2「下水道料金シミュレーション案採点表」。資料4-3、①から③までの「下水道使用料のシミュレーション結果」。そのほかに「はだの上下水道ビジョン」「上下水道事業統計要覧」「秦野の水道・下水道」の冊子とパンフレットになります。資料は以上となります。

なお、最後に確認した冊子とパンフレットでお配りした「はだの上下水道ビジョン」と「上下水道事業統計要覧」と「秦野の水道・下水道」の3つの資料につきましては、会議終了後に回収させていただき、次回会議の際に再度、机上配付いたしますので、会議終了後、机の上にそのまま置いておいていただければと思います。以上となります。

事前配付資料も含めて不足資料などがございましたら、お声かけください。資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは茂庭会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○茂庭会長 それでは、お手元の次第に従いまして議事に入りたいと思います。

その議事に入る前に、最初に、今回の料金改定シミュレーション結果を審議するにあたっては、地方公営企業の仕組みを理解しておくことが不可欠だと思いますので、改めて事務局から参考資料「地方公営企業の仕組みについて」を説明させていただきます。それでは事務局からお願いいたします。

○課長代理（経営担当） 経営総務課経営担当の野尻と申します。よろしく申し上げます。事務局から話があったとおり、今回、席の間隔が空いてございます。そういったことで、私の声が聞きづらいとか、そういうことがございました

ら、遠慮なく言っていただければ、そこまで戻りますので、よろしく申し上げます。それでは座って説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、公営企業の会計に係る質問がございましたので、会長がおっしゃったように、シミュレーションの結果の前に、簡単に会計などの仕組みについて説明いたします。

それでは、本日お配りしました右上に参考と記載しています「地方公営企業の仕組み」を御覧ください。なお、前方のスクリーンでは、現在の説明箇所をレーザーポインターでお示ししますので、説明箇所が分からなくなった場合には、そちらで御確認いただければと思います。

それではまず1ページを御覧ください。こちらにつきましては法的な部分を列記しています。一番上からになります。地方公営企業法の経営の基本原則ということで、第3条を挙げています。読み上げますと、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」とされています。特に注目すべきは「常に企業の経済性を発揮する」という部分ですが、「企業の経済性」とは、すなわち「独立採算」を求めるといえると思っております。

次に第17条の2第2項では、「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされてございます。その下には、地方財政法の第6条を一部抜粋したものを挙げていますけれども、そこにも同じようなことが明記されています。

こちらにつきましては、大まかな言い方にはなりますけれども、上下水道事業に係る経費のうち、性質上、異なるもの以外に対する財源確保には、きちんと水道料金や下水道使用料を収入して、それをもって経営していきなさいということを行っています。そういったこともありまして、ここでも、独立採算が原則ですよと言われていたことが分かるかと思えます。

それでは次のページにお進みください。公営企業会計のお金の動きについて説明します。一般的に市役所で行われている会計処理は、官庁会計方式と呼ばれ、収支を1つの会計で処理します。また歳入と歳出の予算は必ず同額となります。これに対しまして、公営企業会計は「収益的収支」と「資本的収支」という2つの収支で会計処理を行います。

まず、上のほうにあります「収益的収支」ですけれども、営業活動による収支、例えば、水道事業で言いますと、契約者の皆様に水道水を供給し、料金収入を得るといった事業活動に伴う収支を表しています。適切な料金収入があれば、基本的には黒字となり、純利益が発生します。これに対しまして、下のほうにありま

す「資本的収支」ですが、これは営業活動に必要となる資本の形成に係る収支、これも水道事業で言いますと、水道管の布設・更新、取水場や配水場の建設・更新に必要な収支を表しています。収入は企業債や補助金が主となりますので、赤字の収支となります。

公営企業会計につきましては、この2つの収支を組み合わせて「収益的収支の純利益」と「減価償却費」等で「資本的収支」の赤字を補填するというバランスを取ることで、健全で持続可能な事業経営を行うことを可能にしています。

公営企業では、高額な役員報酬や株の配当などはありませんので、一般企業のように莫大な利益を求める必要はありませんが、このバランスが崩れますと、例えば適切な料金設定でないため、利益が減少し、赤字を埋めるために企業債が増加し、これにより将来の借金が増加するといったことを経て、いずれは経営破綻するようになってしまいます。ただ、ライフラインを止めることはできませんので、破綻しましたら、これを一般会計からのお金により経営を立て直すこととなりますが、最終的には一般会計の財政運営に大きな影響を与えることになってしまいます。このような悪循環を防ぐためには、適切な料金設定により、安定的に料金収入を確保する必要があることとなります。

それでは次のページにお進みください。実際に令和3年度決算見込みを当てはめたものになりますが、まずは水道事業を見ていきます。

収益的収支の純利益は2.3億円、現金支出を伴わない減価償却費などが7.5億円ですが、これを利益剰余金、損益勘定留保資金にそれぞれ積み立て、補填財源となります。そして、この補填財源の積立金から6,000万円、損益勘定留保資金から8.3億円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から6,000万円を、資本的収支の赤字であります9.5億円に補填するものと。このような流れになります。

ちなみに、こうした出し入れの結果、令和3年度末の補填財源残高は16.3億円となる見込みです。

それでは、次のページにお進みください。今度は公共下水道事業になります。

こちらの収益的収支の純利益は5.6億円、現金支出を伴わない減価償却費等が14.4億円。これをそれぞれ利益剰余金、損益勘定留保資金に積み立てます。そして、補填財源の積立金から6.6億円、損益勘定留保資金から14.4億円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から6,000万円を、資本的収支の赤字であります21.6億円に補填すると。そのような流れになります。この結果、令和3年度末の補填財源残高は10.8億円になる見込みです。

簡単ではございますが、以上が会計の仕組みを含めました公営企業の仕組みとなります。説明は以上です。

○**茂庭会長** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明ありました事項について御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。

○**入江委員** 御説明、ありがとうございました。水道事業については、令和3年度に2.3億円の純利益、公共下水道については5.6億円の純利益ということで、水道も下水道も黒字だと思うんですが、今般、値上げを前提とした話合いをしているのは、将来、黒字は続かないということを前提にしており、今後、純利益がマイナスになることを危惧されているからと思うんですけれども、どこの部分の収入が減少することによって赤字になる見込みなんでしょうか。

○**経営総務課長** 上下水道ともに人口の減少、あるいは御家庭の設備などもそうですが、企業の機械の更新に伴って、どんどん節水型に切り替わってまいります。ですから、料金収入はずっと減り続けることを前提として考えています。それとともに、特に水道は過去に一斉に造った施設などの更新が重なる時期に突入してまいりますので、その両方を踏まえたと、今回の料金改定は令和5、6、7、8年の4年間における必要な収入を得るための改定ですが、その間に増える、そういった私どもの施設の更新などの費用にも充てるための資金が必要だということになります。

○**入江委員** そういう意味では、個人向けと法人向けとに分けた場合は、更新の投資のお金だとか、あと節水型への切替えに伴う需要量（販売量）の縮小ですね。大口向けではなくて、個人向けの採算が悪化するということでございますね。

○**経営総務課長** 特に実際には、業務用に使われる水の減り方のほうが大きいんです。ただ、そこを分けて、こっちが減るのが大きいから、こっちをどんどん上げてしまうという料金設定を行うと、2回にわたって議論していただきました秦野市の料金体系が持っている課題に逆行してしまうこととなりますので、大きく減り続ける業務用、これをもってしても、なお99%の家庭用にきちんと水道をお届けできるような料金体系にしたいというのが、今回の改定の一番の事務局側の思いです。

○**入江委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**茂庭会長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは公営企業会計について御理解をいただいたということで、議事に入らせていただきたいと思います。

議事1は「料金改定シミュレーション結果について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○**課長代理（経営担当）** それでは続きまして、「料金シミュレーションの結果について」を説明します。

資料1を御覧ください。まず「1 料金体系の見直しに係る経過」ですが、(1)に書いていますが、5月の第1回上下水道審議会におきましては、これまでの料金収入の推移を検証するとともに、令和2年度決算におけます他市との比較により、コロナ禍によって顕在化した現行の料金体系の課題や、財政計画によります将来見通しに基づき、料金改定の必要性について審議いたしました。審議の結果、料金体系の課題について理解をいただくとともに、料金改定の必要性について了承されました。

次に(2)の6月の第2回の審議会におきましては、自己水率低下の抑制に向けた施設整備計画の変更や、燃料費高騰によります動力費の増額に伴う財政計画の見直しについて審議するとともに、料金体系の課題を踏まえ、具体的な見直しの方向性について審議しました。なお、具体的な見直しの内容ですが、「市民負担を最小限」ということを念頭に置きまして、基本料金と超過料金を組み合わせた「二部料金制」、そして使用水量が多くなるにつれて料金が高くなる「超過料金の逦増型」、これらを継続しつつ、社会経済状況の変化に左右されにくい体系とするため、「基本料金による固定費の回収率向上」、「基本水量制のあり方」、「逦増性の緩和」の3つの考え方で見直すことを示しました。

また第1回の審議会です示した他市との比較による課題を、より明確にするため、現行料金におけます損益分岐点を算出いたしまして、またそれを他市と比較したものを示しました。

審議の結果、財政計画の見直し、そして3つの見直しの方向性の考え方についても了承されました。また、損益分岐点の引下げが課題解決策の1つとして理解が得られました。

次は「2 料金算定の方法等」になります。算定方法につきましては、日本水道協会や下水道協会が提示しています算定要領などにおいて、総括原価方式で算定するものとされていますので、これに基づき算定するとともに、本市の实情に合った算式などによりまして算定いたしました。

検討案としましては、水道を21パターン、下水道を13パターンで検討しましたが、先ほど説明しました3つの見直しの方向性を同じレベルで検討することにより、料金が一気に跳ね上がるなど、明らかに値上げについて理解を得られないなどのパターンが生じてしまいました。ですので、今回の値上げにつきましては、将来にわたり望ましい料金体系を構築するための段階的なものとして、まずは、安定した事業収入の充実を目的に「基本料金による固定費の回収率向上」に重きを置きまして、水道を7パターン、下水道は3パターンに絞りました。

その結果ですけれども、資料3-1から4-3となりますが、まず検討案で

あります資料2を御覧ください。

1枚目は水道になります。なお、スクリーン上では上半分となっていますが、御了承ください。

パターンの考え方ですが、左から2番目の四角に縦書きで示しています基本水量から始まります。まず基本水量を据え置くのか、引き下げるのかで2つに分かれます。据え置いた場合は、上の「据え置き」「8立方メートル」に進みますけども、その8立方メートルの先を見ると、今度は基本料金をどうするのかで3つに分かれます。引下げとした場合は、一番上の「引き下げ」に進みまして、必然的に従量料金は「引き上げ」となります。

このようにしまして21パターンが考えられましたが、一番右側に示したデメリットなどを参考に、最終的には赤の点線で囲んだ7パターンに絞りました。

1枚めくっていただきますと、下水道になります。水道と違い、基本料金が口径別で分かれていないことなどもございまして、パターンは少なくなります。こちらは最終的に一番右側の赤い点線で示していますけども、3パターンに絞ったものでございます。

それでは1ページにお戻りいただきまして、下にあります※のついた表について少し話をしていきます。これは、このシミュレーションを作るに当たっての課題について参考とした数値となります。

まず※1ですが、現行の水道と下水道の基本料金の不整合を表したものです。

下水道のほうが資本費は高いものの、平成25年の下水道の料金改定によって6立方メートルまでは水道のほうが高いものとなってございます。

次に※2ですが、水道料金における基本水量の分布について、神奈川県下と全国の状況を表したものです。令和2年度の数字ではありますけども、全体の約3割の事業者が基本水量をゼロとしていることが分かるかと思えます。

最後に※3ですが、こちらは本市の令和3年度決算見込におけます8立方メートルまでの検針件数の割合を表しているものでございます。

次に2ページにお進みいただき、下の折れ線グラフを御覧ください。これは現行料金における逡増度について、本市と近隣市との比較をしたものでございます。いずれも、本市は赤い線で数字を100として表しているものです。左上の表が水道料金、右上が下水道使用料、下が上下水道を合計したものとなります。下水道は単独処理場を有していることもあり、合計しますと本市は高いような部類となります。また逡増度も高いことが、このグラフで分かるかと思われま

す。それでは、水道と下水道をそれぞれ絞ったパターンを比較したものになりますが、まずは水道の資料3-1を御覧ください。

まずは一番左側に①から⑦まで番号を振っています。色で分かれています、青の枠は現行の基本水量8立方メートルを継続したもの。薄い茶色の枠ですが、基本水量を4立方メートルに引き下げたもので、最後の⑥⑦、薄い緑ですけども、こちらは基本水量を「なし」としたものでございます。

次に一番上の行に示しました項目です。左から順に、改定方法、改定率、基本水量、一番小さい口径の基本料金、超過料金区分、括弧内は追加した区分です。

その次は、基本料金の回収率ですが、項目には参考に令和3年度の決算値を入れています。

なお、そのまま下のほうを見ていただきたいんですが、各パターンを見ていただきますと、2段書きとなってございます。①のパターンで言いますと、35.1%は改定後の数値、その下の括弧内の40.6%は、算定要領に基づき算出した理想とする数値を示しています。

それでは項目に戻りまして、次に損益分岐点、その横は改定による影響としまして、1か月当たりの料金の増減額を、基本料金、超過料金、そして合計額に分けて示しています。さらに、口径ごとに月何立方メートルを使ったらどのぐらいになるのかが分かるように表示してございます。あと、口径13ミリと20ミリは主に家事用、25ミリと100ミリにつきましては主に業務用として考えていただければと思います。

それでは、①から⑦の改定方法につきまして簡単に説明していきます。

①案は、全部の口径の基本料金を平均で22.9%値上げしたものでございます。

②案は、①で算出しました口径13ミリと20ミリの値上額155円を全部の口径に一律に加算したものでございます。なお、これにより改定率は7%には達していない案となります。

③案は、基本料金を据え置き、基本水量を8から4立方メートルに引き下げ、引き下げた分の超過料金区分を追加したものでございます。

④案は、全部の口径の基本料金を平均で12.3%値上げし、基本水量や超過料金区分は③案と同じとしたものでございます。

⑤案は、全部の口径の基本料金を値上げしたのですが、口径13ミリの値上額は④案と同額といたしまして、口径20ミリ以降は値上額100円を一律加算したのになります。ただ、超過料金区分につきましては同じとなります。

⑥案は、基本料金を据え置き、基本水量を「なし」としたものです。また、水量を「なし」とした分の超過料金区分を追加してございます。

⑦案は、全部の口径の基本料金を平均で3.6%値上げしたものです。基本水量や超過料金区分は⑥案と同じです。

以上が7つの案の主な内容となります。

それでは、これらを評価したものが資料3-2となりますので御覧ください。

真ん中より少し左側ですけども、評価項目という欄を設けてございます。評価項目といたしまして、基本料金の回収率向上、損益分岐点の引下げの2つを設けました。また右側には考察として、それぞれの案の特徴などを記載してございます。

先ほどの資料3-1の結果に基づき評価しておりますけども、まず損益分岐点の引下げにつきましては、どの案も現行の損益分岐点から引き下がっておりますので○としております。一方、基本料金の回収率向上ですが、見ていただくと、○△◎と分かれています。○につきましては、理想には届かないものの、令和3年度から改善しているものですので、○としています。なお、令和3年度決算との比較につきましては、基本水量が同じであります①と②のみとしています。続いて△につきましては、理想には届いていないんですけども、理想との差が0.5ポイント以内のため△としております。最後に◎につきましては、理想を上回っているため、◎としています。

下のほうに、これに基づく結論ということで記載してございます。先ほどと重複しますが、損益分岐点の引下げについては差がありませんでした。ですが、基本料金の回収率向上という点では、④から⑦の案が有力であると考えています。

一方、料金の値上げ幅から見ますと、負担の少ない①から②案となりますが、現在、水道と下水道の基本水量に乖離が生じており、これを解消するためには、最低でも4立方メートルとする必要がございますので、ここで基本水量が8立方メートルである①と②案は不採用といたしました。

また③案は、基本料金の回収率向上という点で劣りますので、③案も不採用といたしました。

残りは④から⑦の案ですが、基本水量の在り方という点で考えますと、算定要領や近年の他の事業体の動向から、基本水量制を廃止する⑥と⑦が望ましいと考えられます。ただ一方で、負担増に伴う市民生活への影響を考えますと、家事用が多い区分である月8立方メートルから20立方メートルの値上げ幅は、④と⑤案が最も低いものとなります。昨今の物価高の状況や、また、この状況がいつまで続くのか、そういった不透明な中で、少しでも値上げについて理解を得られる案は④あるいは⑤案と考えられます。

なお、④と⑤案は改定率7%に達していますが、財政計画で見込んだ料金収入額には少し達していません。ですが、1年当たりに換算しますと、約38万円程度の不足ですので、こちらは誤差の範囲として事務局としては考えました。

したがって、水道料金につきましては④及び⑤案を審議会からの答申案

として事務局としては考えます。なお、付け加えてありますが、少しでも業務用への依存度を緩和するのであれば、基本料金の値上額を一律としました⑤が、より望ましいのではないかと考えております。

以上が水道料金の考え方となります。

なお、この資料の前の資料3-1で改定による影響額を示しておりますけども、もう少し料金がどのように変わるのか、一目で分かるように示したものが本日配布しました資料3-2の別紙となります。それでは、そちらを御覧ください。

これは⑤案におけます口径13ミリから20ミリの改定前と改定後の料金を示したものでございます。使用水量は50立方メートルまでとなっております。スクリーンでは、1つに入らないため2つに分けています。

表を見ますと、左から、使用量、改定前の月額料金、次に真ん中の2つの枠が改定後の口径13ミリの月額と差額、そして一番右側の2枠が改定後の20ミリの月額と差額を示しています。

次に改定後の色の部分ですが、まず黄色の部分は、使用量ゼロから4立方メートルの部分を示しています。これは基本水量を現行の8立方メートルから4立方メートルに引き下げたことによる改定後の月額と差額を示してございます。

次に、その下の使用量5から8立方メートルのオレンジの部分は、超過料金区分の5から8立方メートル分の25円を新設した部分となります。次に、その下の使用量9から20立方メートルの青の部分は、超過料金区分の9から20立方メートル分の85円を示したものです。

以降も同じように超過料金区分を示したのですが、この区分も含め、超過料金は据置きとなっております。

個人的ではありますが、例として私自身の世帯で確認してみました。私のほうは妻と子供2人の4人家族で、口径が20ミリになりますが、直近の検針が月23立方メートルでございました。これを表で見ますと、現行では1,985円となります。改定後は2,185円、差額が200円。つまり値上げ額は200円となります。

この資料の見方については、以上となります。

以上が比較表や採点表などの説明になりますけども、資料3-1の比較表を作成するにあたって、細かな計算をしましたものが資料3-3となります。資料3-3を少しめくっていただきまして、5ページを御覧ください。この5ページは、先ほどと連動しています⑤案の計算表となります。

まず、左側の緑の部分が現行の料金体系、右側の青い部分が改定後の料金体系となります。基本料金の収入額につきましては、単価×調定件数で算出します。超過料金については単価×水量で算出します。

次に改定した部分ですが、文字がピンク色になっているところです。この表で言いますと、基本料金の単価と超過料金区分5から8立方メートルの25円の部分が改定した部分となります。

次に一番右側の灰色の部分が3列ありますが、改定による値上げ額、改定率、そして回収率を示しています。

左側の緑の部分に戻っていただきまして、一番下の行を御覧ください。現行の料金体系で、料金算定期間の令和5年度から8年度の見込額は約85億6,000万円となっています。さらに、その下の財政計画の見込額との差額を示していますが、財政計画では約91億5,000万円を必要としています。現行の料金では約6億円不足しますよということを示したものです。改定した結果、その差額がどれだけ縮まったのかを示したものが、そのまま右に進んでいただくと、マイナス146万円まで縮まりましたということを表しています。先ほど、資料3-2の説明で、④と⑤案の不足額を誤差の範囲であるとお伝えしましたが、この部分を説明したものです。

なお、その右側の黄色の部分、7.0%を黄色で囲っていますが、この部分が改定率です。さらに右側の黄色の部分31.9%は基本料金の回収率を示しています。水道につきましては以上となります。

次に下水道使用料ですが、このまま説明をさせていただきます。

資料4-1を御覧ください。項目等につきましては、先ほどの水道と同じような作りになっています。

こちらは3つの案が出ていますが、青の①案は、現行の基本水量4立方メートルを継続した案です。その下の②と③案につきましては、基本水量を「なし」としたものでございます。

内容については、①案は、現行の基本水量を継続し、基本料金を値上げしたものです。

②案は、基本料金を据え置き、基本水量をなくして、なくした分の超過料金区分を追加したものです。

③案は、基本料金を値上げ、基本水量をなくして、なくした分の超過料金区分を追加したものです。

次に、水道と同じように、これらを評価したものが資料4-2となります。

水道と同じように、これを見ますと、挙げる項目なども記載は一緒になります。これを見ますと、水道と同じように、損益分岐点の引下げについては特に差はありませんが、基本料金の回収率向上においては、①案は、理想には届かないものの、令和3年度決算から改善しましたので○としてございます。

②と③案ですが、理想に届かず、0.5ポイント以上離れているため、×といた

しました。なお、水道と同じように、②と③案は基本水量がないものとしていすので、基本水量制での数字である令和3年度決算との比較はなしとしました。

これを踏まえての結論ですが、同じように下のほうに記載しています。損益分岐点の引下げにつきましては差はありませんが、基本料金の回収率向上という点では①案が上位となります。一方、基本水量の在り方という点では、算定要領などに沿っているものは②と③になります。しかしながら、これも水道と同様になりますが、市民負担を最小限のものとする経営方針の観点から、昨今の物価高の状況等を考慮しますと、少しでも値上げに対し理解を得られる案は、基本料金と超過料金の合計額が最も低い①案であると、事務局としては考えました。

したがって、①案を審議会からの答申案として提案するものと事務局としては思っています。

なお、下水道使用料につきましても細かな計算表は、先ほどの水道と同じように計算表がございます。資料4-3となりますが、水道と同じ作りとなっていますので、説明は割愛させていただきます。

なお、資料4-3の1ページ目に事務局として薦める①案を書いています。その表を見ていただくと、①案につきましては、財政計画で必要とする料金収入額を上回っているものになります。

長くなりましたが、シミュレーションの結果につきましては以上となります。

○茂庭会長 ありがとうございます。水道と下水道の料金改定の案について、今、説明がありましたが、一緒に行うと混乱しそうなので、まず、水道料金に対する答申内容について審議をさせていただきたいと思います。

事務局としては、秦野市の水道料金体系が持つ課題である業務用での使用に対する依存度の高さ、いわゆる大口への依存度が高いということですね。それと、基本水量の範囲内で不公平が生じるという課題、下水道使用料における基本水量との相違が生じているなどの点を踏まえますと、財政計画で求めてきた7%にほぼ等しい増収が得られる案として、④ないし⑤の案を審議会からの答申内容として提案しています。中でも、大口の業務用への依存度を最大限に緩和できるのは、基本料金の値上げを一律とした⑤案が、より望ましいのではないかとこの意見です。

皆様の御意見・御質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。

○松原副会長 よく分からないので教えていただきたいんですけども、④案と⑤案の差なんですけど、差額が1年当たり38万円だとすると、④でも⑤でも業務用への依存度はあまり変わらないようにも思えるんですが、どのあたりから業務用への依存度は④案のほうが高いんですか。

○**経営総務課長** 全体の合計額からすると僅かな違いにはなるんですが、均等に100円ずつ加算する場合と、平等にという考え方、その平等を均等の金額で平等と捉えるのか、割合の上がり方で平等と捉えるのかの違いが④と⑤なんです。⑤は均等に金額を上乗せしたと。ですから、13ミリで月80円、20ミリ以上の方はみんな、大口の方であろうと家庭であろうと月100円と。これに対して④案は、20ミリに100円を加算して、その割合である12.3%アップを25ミリ以上の全ての口径に加算していったという違いになります。

合計額については、そんなに大きくは変わりませんが、依存度を下げるのであれば、金額の開きが出る④案よりも⑤案のほうが、よりいいのではないかと考えた考え方です。

それとともに、大口の方の中でも、以前と業態が変わっていると、製造工程が変わっていると、そういう理由によって、現在は、さほどの水量を使わない方がいらっしゃいます。そういう方たちが決して少なくはないんですが、割合で上げていってしまうと、そういう水量が今は少なくなっている方たちの値上げのパーセンテージが結構大きいものになってまいります。ですから、そういうことを見据えると、全て平等に加算額100円を上乗せしていく形が今回の改定では一番いいのではないかなと考える提案させていただきました。

○**松原副会長** ありがとうございます。

○**茂庭会長** よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

○**岩崎委員** 私も家の水道料金を調べてきたんですけど、6月で20ミリの41立方メートルで3,844円なんですけど、この表に41立方メートルはないんですけど、この計算方法からするとどうなるんでしょうか。

○**経営総務課長** 2か月分で41立方メートルになりますね。これを20と21というふうに分解します。この20ミリのところの料金にプラス、21ミリのところの料金の合計額という計算の仕方をします。ですから、今、委員がおっしゃっていたのが20ミリのところの1,700円と21ミリのところで1,795円の合計額である3,495円に消費税10%が乗った数字ではないかなと思うんですが。

○**茂庭会長** よろしいでしょうか。

○**岩崎委員** 2か月分だから、41だと20と21に分けてと。

○**経営総務課長** はい。そういう計算の仕方を取っております。事業者によっては、この料金表が条例の中で2か月分だと決めているところもあって、そうすると検針票とイコールで、すぐ読みやすいんですけども、秦野をはじめ、多くの事業者では月額で定めて、検針は2か月分なので、そういうふうに分けて合計をするという計算になっています。そうすると、ぴったり合うと思います。20のところと21のところを足すと3,495円になりますので、消費税が349円と。そ

れが2か月分の料金ですよという形になります。

今度、改定後、委員のところはどうなるかといいますと、今、20ミリとおっしゃってましたよね。20ミリですから、1か月200円上がりますので、それが税込で440円のプラスになるという請求が今度届くことになります。

○岩崎委員 分かりました。

○茂庭会長 よろしいでしょうか。前から、この2か月に1度を何とかしてくれとよく言っているんですけど、なかなか手数料等の関係で、うまく行かないようです。水道料金は大体2か月に1度、下水道と合わせて請求されているところが多いんですが、ここで議論する場合には、1か月単位で議論しておりますので、ちょっと分かりにくいところがあるかもしれませんが、御理解いただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

○竹野下委員 基本料金の値上げということで、④と⑤で案を出して、それで進めていきたいという方向性だと思うので、そこについて、いろいろ突っ込んで聞いていきたいと思うんですけど、資料3-1をベースにして聞かせていただきたいんですが、その前に、秦野市の料金改定なので、秦野市の事情をちゃんと知っておかないと、うまく聞けないこともあるのでお聞きしたいんですけど。

業務用の依存度を下げたいとおっしゃっておられるベースになっている事情は何かあるんですか。今の話を聞いている限りでは、業務用も大分、節水というか、少し使う口径だったりとか、量とかが減ってきているから、業務用にあまり依存する構造よりも、もうちょっと一般家庭といいますか、そういった口径の低いところのほうから厚く料金を安定して取りたいというベースで言っているのかなど。何かそれ以外にも業務用に依存したくないというか、依存をなるべく解消したい事情があったら、まずそれをお聞きしたいんですけども、そこら辺はほかにも事情とかはあったりするんですか。

○経営総務課長 逡増度が高い業務用への依存度が高い料金体系は、やはり経済情勢の変動などにより、収入が非常に大きく左右されるという課題が常に包含されている料金体系であることは以前から言われておりました。本市において、それが初めて顕在化したのが令和2年度のコロナによる業務用の水量の大幅な減少です。業務用は減少しましたが、みんな、自粛生活とかで家庭用がものすごい増えて、有収水量は10年ぶりに増えたんですが、料金収入自体は減ってしまったという事態になりました。ですから、一般的に言われていた課題が秦野市では顕在化してしまったという事象が起きました。

これが全ての事業体でそうだったのかということ調べてみたら、そう

ではないと。秦野だけでと言ってもいいぐらいなことが起きていたと。その要因は何だということでもいろいろ分析をしたところ、やはり業務用の方の料金に依存している部分が非常に大きいと。それが分析結果として出てまいりましたので、この料金改定に当たっては、将来のことを見据えて、そういうところをぜひ改善していきたいなということで、こういった料金案を提示させていただいたという過程でございます。

○竹野下委員　ちなみに、多分、第1回か第2回の審議会のときに、お話を軽く聞いたのを覚えていて、秦野の近くに、高速でしたっけ、サービスエリアを開通される予定が後ろ倒しになったみたいな話があったと思うんですけど、あれが建設されることによって、業務用の使用水量が増えるみたいな、そういった予測とかは特にあったりはしないんですか。というのは、業務用への依存度を抑えたいと言っているんですけど、これから業務用が盛り上がり、今はコロナで、そういった構造になっているから料金体系を見直すというのは当然、視点的に見たら間違いないですけども、もうちょっと未来志向で考えたら、業務用が逆にその料金改定した後に、急に使用量が上がるような事情があったりとかするということとかは今のところは特段ないのかなと気になります。

○経営総務課長　SA、第二東名の開通に伴いまして、全線開通と言ったらいいですかね。秦野丹沢サービスエリアがオープンいたします。そういたしますと、かなりの大口の需要者が増えることにはなりますが、それは、そのときだけ、絶対値として利用量が増えるというだけのことでありまして、相対的には、業務用の口径に依存している料金体系は改めていかないと、同じことが必ず将来も起きてくるということで、それを踏まえましても、ここで改めていきたいのが事務局の考え方でございます。

○竹野下委員　分かりました。ここでお勧めいただくのは分かります。要するに、コロナ禍で家庭内の使用水量が増えているにもかかわらず、料金収入は減っているのは、結局、言い方が大変申し訳なかったらあれですが、やっぱり料金体系的にも見直しが必要があるという実態として受け止めたということですよ。使っている水量が増えているのに収入が上がってないということは、そこで収入を上げるためにも、そのための料金体系が必要になっていると受け止めていただいて、こういったプラン、④案、⑤案みたいなのができ上がっているということですね。

○経営総務課長　そうですね。実際的に顕在化したことが一番大きなきっかけになりかと思えます。非常に説明をしやすいタイミングにあるということになります。もしこれがなければ、幾ら事業的に業務用に依存していると、こういうことが起きるんですよと説明だけをしていても、なかなか理解が得られるの

は難しいと思いますので、令和2年に実際に秦野では、こういうことが起きたんだという事実を説明することによって、料金体系が持つ課題を克服していくに当たっては、非常に説明がしやすいタイミングなのかなと考えております。

○竹野下委員 分かりました。私だけが質問してもあれなんで、取りあえず今ので聞きたいことは大丈夫です。

○茂庭会長 ほかにはいかがでしょうか。

○宮永委員 先ほど資料4-2で、考察結果、結論づけの中で、下水道で……。

○茂庭会長 すみません。下水道は後でまた議論させていただきたいのですが。

○宮永委員 はい。ちょっと両方に絡むことなのですが。

○茂庭会長 そうですか。

○宮永委員 さらに水道のほうでも、上水もそうなんですけど、ここでは上水の検討ということで、シミュレーション結果に基づいてということでもありますけど、1つのシミュレーションの1例を決めて、将来の予測を出していると思うんですけども、そのスパンというのはどのぐらいを見込んで、1つの損益分岐点がどうだという検討、それはどういうふうになっているんでしょうか。

○経営総務課長 今は料金算定期間というものを設定して、その期間内における必要な資金の収支を考えていますので、短期的なスパンで言えば4年、令和5年度から令和8年度までの4年間におけるシミュレーションの結果となります。

○宮永委員 私が思うのは、人口減少に伴って、上水・下水ともに利用は減ってくることになろうと思うんですね。企業等もまたいろいろなところが秦野に来てくれるということで予測が立てられればまた別の話ですけども、大体、市場が小さくなっていくときに、もう少し長いスパンで物事を考えていかないと、また4年、5年後に料金改定が出てきてしまうのではないかと。それでいいというのであれば、このまま進めても異論はないわけでございますけども、いかんせん、期間が短かすぎないかなと思っております。

○経営総務課長 今の財政計画が令和3年度からの10年間のスパンになってございます。その中を、お手元の「はだの上下水道ビジョン」の冊子を開いていただきたいんですが、187ページを御覧いただきたいんですけども、今、4年スパンでと申し上げましたのは、この187ページ、実際には財政計画は3年度から12年度まで10年間を見据えたものなんですけども、そのうちの5年度から8年度の間が一番上の部分に「中期料金算定期間」と書いてございます。ここの期間における資金の収支における7%となっています。その後ろ、9年度から12年度を御覧いただきたいんですけども、これが後期の料金算定期間となっております。4年間で、また必要な資金の収支を合わせるために平均改定率6%アッ

プということを予定しております。

ですから、今、宮永委員がおっしゃったように、またすぐ改定になってしまうのではないかということですが、最初から、この10年間で2回の改定を行うよという前提で今回の話をさせていただいておりますので、令和12年度におけます、そのゴール地点には、いろいろな財政目標を掲げまして、そこを目指していると。そのことによって、安定的で持続可能な水道事業経営ができていくというような作りになっています。

今、ほんの10年間の中のたった4年を切り出したところだけの話をしていますので、それでは危ういのではないかという御意見も非常にごもつともだと思いますけど、まずは、3年度から12年度までの10年間のスパンの中での4年だと御理解いただければと思います。

○宮永委員 計画はよく分かりました。前期、中期、後期ということ考えていくということで、何より大事なのは、やはり市民の合意形成をどういうふうに図るかだろうと思うんですよね。一方的に料金を変えたいよということでは、なかなか市民も納得していかないと思いますので、より慎重に、透明性を持って考えていければなと思います。ありがとうございます。

○茂庭会長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

○入江委員 今、収入の話があったわけですがけれども、一方で企業会計ということなので、利益のほうも大事だと思うんですね。その意味では、収入と費用の差額が利益なので、改修とかが増えていくとすれば費用は増えていくわけですよ。改修工事が増えていけば、費用は増えていくわけですよ。減価償却とか。それはどうなっているかについて、まず所与のものとしてあって、それに対して売上げを何%アップすればと、パターンが浮き上がりますよね。7パターンとか。それで、利益も収入－費用ですから、収入が7パターンあって、費用が1パターンであれば、7パターンの利益があるわけです。それぞれ、どういう前提なのかを簡潔明瞭に、①は何が違う、②は何が違うというのを、例えばそれをまとめて、膨大な資料があるわけですが、例えばA4で1枚か2枚ぐらいに、こうなんだという簡潔な、売上げのパターンは7パターン、費用は1パターン、利益は7パターンというふうに、何が違うかを1行が2行ぐらいでまとめたような紙があったりすると。我々が銀行で検査するときは膨大な分析するんですけども、決裁するときは、もう1枚紙にまとめるんですよ。それで聞かれたら、バックデータがあるわけですが、そういうやり取りするんですけども、どこがポイントなのか、どこが肝なのか、どこが収益のドライバーなのかというのは、ちょっとにわかに分からなくてですね。一個一個聞けば御説明いただくんですけども、どういうふうに輻輳的に絡んでいるのかが分からな

いので、これをやったら何年で回収できるんだとか、これがあれば、どうだという、簡潔明瞭にポイントをまとめて、収益を含めて、まとめたものを、あれば見たいんですが。

○経営総務課長 もう一度、「上下水道ビジョン」を御覧いただきたいんですが、費用の話で一番大きなものは、年度別の事業計画になるかと思いますが、173ページにございまして、こちらが令和3年度から12年度までにおけます水道の事業計画になっております。こちらには事業の量とその事業費が掲載されていますが、これを基に、先ほどの187ページの財政計画を作り上げておりまして、それを成り立たせるためには、令和5年度から8年度の4年間で7%の増収と、9年度から12年度までで6%の増収が必要であることが財政計画で示されております。今お示ししたシミュレーションの案は、それを前提として、その7%の増収をどこへ割り振るのかというのが、このシミュレーション案になるかと思っております。

確かに今おっしゃったように、費用を下げる事ができれば、7%は要らないんじゃないか。そういうことも成り立つかと思うんですが、企業努力策なども、このビジョンには全部盛り込まれておりまして、それを達成した上での費用に対して7%が必要ということになっておりますので、費用のここをこうすればというシミュレーションについては、改めて行っていないといったことです。

○入江委員 費用の削減のことを聞いているわけじゃなくて、費用はもう決まっているわけでしょう。積算しているわけだから。その1パターンで、それに対して収入が何パターンかあるわけじゃないですか。今、こういう議題になっている。そうすると引き算すれば利益じゃないですか。収益のパターンが例えば7パターンあるとすると、費用が1パターンだとすると、それぞれ収益はこれぐらいだからということが決まれば、収益1パターンにつき利益が1パターンありますよね。費用が共通とすると。例えば費用が5だとすると、ケースA、売上げが1だったら、マイナス4ですよね、利益は。ケース2、収益2だったらマイナス3ですよね。それであと5パターンあるじゃないですか。そういうのをすぐ分かるような、例えば1枚ぐらいに要点をまとめて、そうしないと、こっちはこれを見て、あっちはあれを見てというんじゃない、何百ページもあるわけですから、要するに、どこがポイントなのかと。どこが変われば収益が変わるのかがにわかに分からないので。これだって、今、売上げの話しかしてないので、利益はどうなるんだというのが分からなければ、期間が4年だということも質問があったから分かったものの、いろいろな各論ばかりで、全体の利益がどうなるかということが大事なわけですよ。極端な話、コストゼロだったら、売上げは

1円でもいいわけですよ。

○**茂庭会長** 委員のおっしゃることは、財政計画とどのぐらい差が埋まるかという話をどこかで見せてくれという話ですか。だとすると、資料3-3の欄外に差額というのがあります。7パターンについて、それぞれ財政計画とどのぐらい整合性が取れるか、満足できるかというのが、この数値だと思うんです。例えば一番上にある①の計画ですと、財政計画に対して年間317万円ですか、不足分がありますよ。そういう意味の数値を伺っているのでしょうか。

○**入江委員** 要するに、全ての資料を1枚にまとめたみたいなものを。

○**茂庭会長** ですから、この数値では分からないんですか。この欄外の数値で。7パターン全てについて財政計画との差額が出ています。

○**入江委員** だから、1枚にまとめたものがないのかということを知っているんですよ。あったら、見せてくれと。

○**経営総務課長** 改定率は全部同じなので、端的に申し上げれば、利益は7パターンどれも一緒だということになります。

○**入江委員** 収入は変わってくるわけですよ。値上げの幅によって。

○**経営総務課長** それが全部同じです、計算結果は。若干の差があるとすれば、今、会長が申し上げたように、資料3-3の差額のところが、今、91億円という大きな数字に対して300万少なくなるのか、あるいは700万程度多くなるのかと。ですから、一番小さいものでマイナス2,700万からプラス700万ですので、振れ幅3,400万の中で利益は変わってくるということになります。

○**入江委員** そうすると、私の理解が間違っていたら御指摘いただきたいんですけど、どのような場合でも収入は同じなんですか。

○**経営総務課長** 同じです。改定率7%を目指すというのは、そういう意味になります。

○**入江委員** 負担の内訳が変わると。

○**経営総務課長** そうです。それをどこで負担していただくのかと、その内訳をシミュレーションした結果です。

○**入江委員** 分かりました。すみません。

○**茂庭会長** ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○**平岡委員** つまらない質問なんですけど、資料3-2の別紙ですね。その中で、基本水量は8立方メートルから4立方メートルへと、超過料金区分新設、5立方メートルから8立方メートル、25円とあるんですけど、実際、こんな使用量の方はいるんですか。ゼロとか、1とか。

○**経営総務課長** 資料2の縦長のものを御覧いただきたいんですけども、小さな使用水量のところをどういじくるかで、どれだけ影響を与えるのかを示すた

めに、資料2の縦長の、水道のほうですが、一番下の右側の表を御覧いただきたいんですが、※3です。0立方メートルから8立方メートルまでの検針の方で、合わせて30%いらっしゃいます。内訳を見ると0立方メートルから4立方メートルの間でも15%、5立方メートルから8立方メートルの間でもおよそ15%ずついらっしゃることになります。ですから、このところが少ないからといって、負担を少なくするなどを行った細かなシミュレーションの結果になっていることになります。

○平岡委員 今まで、この辺は料金をあまり取ってなかったというイメージですか。

○経営総務課長 そうですね、いただいてなかったというよりは、あまり目を向けていなかった面もあるかもしれません。基本水量を8立方メートルのままにすることを前提に水道料金はずっと改定を続けてきましたので、それを下水道が先行して、8立方メートルから4立方メートルにと平成25年に改定したわけですが、ここで改めて水道もそうしようとする、このところがどれぐらいいらっしゃるのが全体の収入に非常に大きな影響を与えることになります。

○平岡委員 分かりました。ありがとうございます。

○茂庭会長 どうぞ。

○岩崎委員 基本的なことかもしれないのですが、基本料金回収率というのは、基本料金は全部回収するのではないのですか。

○経営総務課長 それが、基本料金で本来賄うべきところを、全部、基本料金で賄うのが理想だと思うのですが、今までそうしていない料金体系のままとなっていますので、なかなかそれを一遍にやろうとすると、異常な金額になるということになります。

例えば、一番イメージしやすいのは、最近、あまり使われなくなりましたけど、固定電話の料金が一番理想に近い形ではないかなと思っています。基本料金がどのお宅でも2,000円だと。通話が3分につき8円とか、そういう金額だと思いますけども、そういう料金体系が一番、こういう公共料金の在り方にとっては理想の形なのかなと。

ところが、上下水道料金などは、スタートの時点から、家庭での負担を極力抑えようという考え方があったのだと思います。基本料金を少なくして、従量料金を段階的に上げていって、逡増度をつけていくと。そういう形でスタートしていますので、それを急激に直そうとすると、9割以上を占めるであろう家庭の基本料金額がものすごいことになってしまうことになりますので、これについては時間をかけて、徐々に直していくしかないのではないかなと思っています。時間をかけて取り組むのも、何十年というスパンになってしまうのでは

ないかと思えますけども、将来、本当に持続経営が可能なものとするためには、それぐらいの時間をかけて、しっかり対応していく必要があるのではないかと思います。

○岩崎委員 水道料金は、今言った固定電話の方法ではないのですか。基本料金があって、それを超えた分をプラスして支払うのではなくて。

○経営総務課長 基本料金で賄っているのは、固定的な経費のほんの一部だけなんです。恐らく家庭用の固定電話というものは、基本料金でほとんど固定的経費を賄っているんじゃないかなと思います。

○岩崎委員 基本料金というのは、家庭で使った量の中の基本料金じゃなくて、水道局のほうの基本料金なのですか。基本料金というのは、普通、全部払うじゃないですか。考え方として、固定電話みたく、基本料金を払って、それを超えた分は追加で払うんだけど、基本料金が三十何%というのは、何か理解できないんですけど、そこはどういうことですか。

○経営総務課長 一軒一軒の負担を下げるために、料金体系をスタート当初から作ったということになります。

○茂庭会長 ちょっと理解がしにくいらしいのですが、基本料金というのは基本的に設備費なんです。例えば、水道というのは、浄水場からずっとつながっているわけですね。その1軒のうちへ水を持って行くために、お金がかかるわけですね。何百万か何千万か、かかるわけですね。それを例えば10年で回収しようとするれば、1,000万であれば年間100万ずつ、利用者から基本料金をいただいて、なおかつ使った水で、今度はランニングコストがかかりますから、水を送るにはポンプ代ですとか、かかりますね。それがランニングコストです。それは従量制にするというのが基本的な考え方です。ただ、それを行いますと、水道料金がかかなり高くなってしまいますので、とてもできないということで、基本料金は従量料金に少しずつ上乗せして回収していると。

○岩崎委員 この基本料金というのは、企業側の基本料金ということですか。設備費とか。

○茂庭会長 設備費です。

○岩崎委員 そういう意味ですか。何か電話の意識で聞いていると、基本料金というと、何で三十何%しか、回収できないのかなと。

○経営総務課長 例えば、秦野市は神奈川県から一部、水を買っています。年間4億8,000万円ぐらいの費用を支払っていますが、これは基本料金が4億円です。従量部分が8,000万円です。ですから、仮に基本料金で賄うべき費用の全てを賄うとすると、従量部分の5倍ぐらいの基本料金を全ての家庭に負担していただくこととなります。そうすると、単純に680円の5倍となると、各家庭に3,400円

ぐらいの基本料金を乗せることになってまいりますので、秦野市の料金体系をざっと見ていきますと、現行料金では30を使っても2,650円で済みますので、そういったところが一般の家庭に大幅な値上げを求めなければならないことになってまいりますので、先ほど申し上げましたとおり、これは時間をかけて改めていくしかないのかなと考えてございます。

○岩崎委員 あと、水道料金を支払わない家庭は水道を止めてしまうのですか。

○経営総務課長 止めます。携帯電話の料金を払わなければ、携帯電話は止められるのと一緒にです。ただ、公営企業ですので、払えない事情というのはきちんと調べて、話し合いをさせていただき上で止めさせていただくことになります。

福祉的なバックアップが必要とか、そういう方であれば、福祉のほうにつないで、生活保護とか、そういったものをきちんと受けた上で行うということで、そういう理由もないのに払わない方については、割と早い時期に止められてしまうことになります。

○茂庭会長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

○中谷委員 今、こちらの答申の中で、④と⑤の中で⑤のほうを答申案ということで、ここに書いてあるんですけども、④と⑤の明確な違いは何ですか。

○経営総務課長 ④のほうが、基本料金が同じ割合で加算されます。⑤のほうは、基本料金が同じ金額で加算されます。資料3-1の横長のものを見ていただくと分かるんですが、④の例えば口径13ミリで20立方メートルのところを見ていただきたいんですが、基本料金の加算は80円となっています。これを右のほうにずれていっていただくと、口径25ミリだと基本料金の加算は140円と。口径100ミリになると2,340円と増えていきます。これに対して⑤は、13ミリですと80円、20ミリより右の方はすべて100円という加算の仕方になっています。その違いが大きいです。

○中谷委員 均等するということですね。分かりました。

○茂庭会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろ議論していただきましたけれど、事務局の提案は⑤の基本水量を4立方メートルに引き下げて、事実上、値上げすると。加算料金を口径で若干差をつけて、80円と100円の値上げと。額で一定にするという案を事務局としては、いかがだろうかということでございますが、いかがでしょうか。

よろしければ、審議会としては、事務局提案の⑤の案で答申を進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭会長 それでは審議会としては、事務局から提案がありました⑤の案ですね。基本料金を値上げし、超過料金区分を追加すると。そういう案になります

が、この案で審議会としての答申案としてまとめたいと思います。

結果的に、改定することによって、月額80円から200円、口径、使用水量によって異なりますが、口径13ミリで80円から180円、それから20ミリ以上ですと、200円の引上げということになります。

続いて、下水道使用料に対する答申内容について審議をしていただきたいと思います。

事務局としては、水道料金ほどではありませんが、下水道使用料においても、業務用の依存度が高いこと、基本料金の水準が低いことなどの課題を踏まえた上で、基本料金の改定のみで、財政計画に定めた5%とほぼ等しくなる①の案を審議会の答申内容としたいという提案がございました。このことに関しまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

○竹野下委員 秦野市さんの縦長の下水道の使用料、グラフが載っている資料がありますね。折れ線グラフが。

○茂庭会長 資料2ですね。

○竹野下委員 はい。これを見ていると、水道料金は、秦野市さんは、ほかよりもちょっと安いんで、多分、前に御説明いただいた地下水資源を使用していることと、上水処理が要らないから、配水処理だけで賄えているので、水道料金は低いというのが多分、理由だと思います。下水のほうは、ここで比較している都市の中では、ちょっと言い方は申し訳ないですが、割と高いイメージがあります。ほかの都市に比べて、秦野市さんが、この料金体系になっている理由があったら知りたいというのがあります。というのも、料金値上げをしても、もともと安かった水道料金が値上げするのと、ほかの都市と比べて、ちょっと高いというか、比較すると高めの下水道料金を上げるのでは話が変わってくるのかなという気がしてまして、下水道の料金体系が、こうなっている理由などはあるのかなと。あれば教えてください。

○経営総務課長 端的に申し上げて、今日、この場所がそうですけど、単独で処理場を持ってしまっていること、これがコスト高につながっていると分析しております。ただ、他市でも、例えば伊勢原市でも単独の処理場を持っていますが、秦野市より低い料金で抑えられているのは、伊勢原市は単独の処理場だけではなくて、流域と単独とを使い分けています。その流域へ持って行っている量の割合が多いので、伊勢原市のほうが低く抑えられていると。秦野市の処理方法は、中央処理区が単独の処理場で行っているのと、あと、酒匂川の流域に市の西部が一部つないでいますが、それは酒匂井流域全体の処理量のほんの1%に過ぎない量ですので、流域のスケールメリットによるコストの引下げ効果あまり出てこないと。もう一つの処理区、大根・鶴巻処理区というのは、伊勢原

の単独処理場につながせていただいています。ですから、単独処理場としてのコストの割高さは、これは中央処理区の処理場とほぼイコールということで、流域を使うことのメリットがほとんど出せない状況にございます。それで下水道料金が高めであることとなります。

水道料金は神奈川県下の19の市の中で下から2番目になりますが、下水道料金は逆に上から4番目となります。両者を合算すると、現行料金では下から4番目という位置になりますが、今回の水道料金の⑤案と、提案させていただいています下水道使用料の①案を加えますと、一般家庭での使用ですと19市のちょうど真ん中ぐらいに来てしまうこととなります。

○茂庭会長 よろしいですか。

○竹野下委員 はい。

○茂庭会長 ほかにはいかがでしょうか。

○宮永委員 秦野市においては市街化区域と市街化調整区域があって、主に公共の下水が整備されているところは、市街化区域内に整備がなされていると私は認識しているんですけども、今後について、事業を拡大していくとしたときに、もう少し広いエリアで、市街化調整区域まで整備を支えていくのかどうか。そういうビジョンがあるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○経営総務課長 今は排水処理の区域は市街化区域と、大体、市街化区域と市街化調整区域を分ける間には道路がありますけども、その道路を挟んだ1宅地分までが処理区域となっています。今、委員がおっしゃるように、今後の市街化調整区域への拡大を見込めるかということですが、実は秦野市は逆のを行いました。調整区域のほうまで拡大をしていこうというような処理計画だったものを縮小して、市街化区域とその隣接の1宅地分までと縮小してきた経過があります。ですから、今後、調整区域でも大きな需要が見込められるような土地利用が行われる、例えばS Aなどはそうですが、そういうところは積極的に迎へに行きますけど、それ以外のところの投資はしていかないことになろうかと思えます。

○宮永委員 なるほど。それでは、上水と同様に、事業経営としては難しくなっていくということですね。

○経営総務課長 そうですね。

○宮永委員 分かりました。ありがとうございます。

○茂庭会長 基本的に下水道は下水道法に基づいて造られていますが、下水道法の親法は都市計画法なんです。ですから、都市計画の一環として、下水道施設が造られる。市街化調整区域と市街化区域というのは都市計画法で決められているんですね。ですから、市街化区域は市街地として発展させる区域、調整区域

というのは市街地としての発展を抑える地域です。ですから、基本的に下水道というのは市街化区域に造るものだと。それに対して水道は水道法に基づいて造られますが、これには親法がありませんので、これは生活のための水の供給というのが基本なんです。その差が出てきていると御理解ください。

○宮永委員 余談ですが、市街化区域についても状況がかなり一変しております。今まで市街化区域にある農地については、宅地化すべきものという位置づけでしたが、これが状況が変わって、たしか振興基本法案ができて、あるべきものという言い方になって、なお一層、事業拡大が見込めないのではないかなとちょっと思ったものですから。分かりました。ありがとうございます。

○茂庭会長 基本的に市街化区域の中に農地が残っていますね。これは別枠扱いでして、農地として農業を続けていくのであれば、税法上も農地としての扱いになります。その場合、下水道は敷きません。ただ、これが宅地化されるのであれば、今度は都市計画税を払っていただいて、下水道の施設も設置することになります。市街化区域内であればですね。ちょっと特殊な扱いになります。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

下水道のほうは3案のシミュレーションが出ておりますが、基本料金の値上げが1つと、基本料を据え置いて、超過料金区分を追加するか、あるいは基本料金は値上げしておいて、さらに超過料金区分を追加するという、この3つの案についてシミュレーションした結果、いずれも値上幅は、①案で135円、それから、②③でも140円の値上げとなります。ただ、シミュレーションの結果から、事務局としては①案の基本料金の引上げという、基本水量を水道と同じように4立方メートルに据え置いて、基本料金だけを引き上げるというのが提案として示されております。いかがでしょうか。これについて特に何か議論はございますでしょうか。

私が見るには、②③でありますと、せっかく水道と下水道で基本水量の区分を一緒にしたのに、またここで乖離してしまうということが起きるわけで、提案どおり、①のほうと同じことをやるならいいのではないかなと。影響度としては、月額5円の差ですので、これでもよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。御意見はございませんか。

○竹野下委員 僕自身、あまり下水の仕組みが分かってないところもありますが、これに関しては、正直、①が一番いいのかなと思っています。というのも、身近に感じられていないのもあるんですが、超過料金というものが下水道にそんなになじむものなのかなというのと、あまりなじまないのかなというイメージです。これは完全に一市民視点で言っているものであるんですけど。超過料金は使った分だけということですね。下水道を使った分だけ、また従量制みたい

な形で上がっていくというのは、正直、上水とかに比べると、下水はそんなに自分でコントロールできるようなものでもないというイメージを持っています。なので、これは本当に市民的な視点で言うと、変に超過料金を重ねて、使っているから多く払うより、一律上げられたほうが多分、納得もしやすいし、理解もしやすいのかなという点では①が一番いいのではないのかなと。これは意見ですから、質問ではないんですけど、そう感じました。

○茂庭会長 ありがとうございます。そのほか、御意見等はございますか。

○岩崎委員 下水道使用料は水道の使用量に比例して、料金が決まるわけですよ。

○経営総務課長 はい。

○岩崎委員 水道料金より高いというのは、処理の料金が高いということですか。

○経営総務課長 そうですね。1立方メートル当たりの水道水にかかるコストと、それを使用して流している排水処理をするコストが大きく違うということです。

例えば、逆にお隣の平塚市は県営水道なんですけど、水道料金のほうが下水道使用料より高くて、下水道使用料は非常に安いという形になっています。ですから、独立会計ですので、それぞれの町で、どちらにどれだけのコストがかかっているかで、料金がそれぞれ決まってくるという形になります。

○岩崎委員 水道が全部、下水道に戻ってくると。その分も入っていますね。

○経営総務課長 はい。ほかのものも一部、雨水が混入したりとかはありますけども、秦野の場合には、不明水と呼ばれる水なんですけど、その割合が非常に低いので、そのコストが料金全体を押し上げていることはないです。

○岩崎委員 分かりました。

○茂庭会長 ほかにはいかがでしょうか。

特に御意見がないようですが、審議会としては、事務局の提案どおり、基本料金だけを引き上げる①の案を審議会の答申としてまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭会長 それでは審議会としましては、下水道使用料については、事務局から提案のあった①の基本料金を引き上げるというものを答申案としてまとめたいと思います。

それでは、次に議事2に入らせていただきます。「改定の施行時期について」を事務局から改めて審議会の御意見を伺いたいということですので、事務局から説明をお願いいたします。

○経営総務課長 大分お時間も経過しておりまして、お疲れのところを申し訳ございません。「改定の施行時期について」でございますけれども、先ほど来、「上下水道ビジョン」に定める財政計画を御説明させていただいておりますが、この財政計画どおりにするのであれば、上下水道料金は、この日程ですと、令和5年4月1日からの改定が計画どおりの改定になろうかと思っております。

ところが、特に資料はお配りしておりませんが、委員の皆様も御承知のとおり、ロシアのウクライナ侵攻、あるいは円安などを背景にいたしまして、現在、様々な商品の値上がりが続いております。このことは上下水道事業にも大きな影響を与えておりまして、現在は電気料金の値上りの影響が非常に大きくて、12月には当初予算の補正をしないと、料金の支払ができなくなる状況となっております。また、上下水道ともに多くの薬品類を使用いたしますけれども、製品によっては既に品不足が起きていたりするものもありまして、今後、輸入の原料に頼ったりするものなどは当然、値上がりするのは否定できない状況でございます。

上下水道事業は地方公営企業となります。冒頭で説明しましたとおり、独立採算の料金収入で経営をしていく企業でございます。これは行政と経営を分離する、すなわち経営のことを最優先に考えるために公営企業となっているものでありまして、こうした状況の下では予定どおり、令和5年4月1日に改定すべきではあると考えております。

しかしながら、市民の皆様にとって、この上下水道というのは、ほかの企業のサービスを選択することができないサービスでございます。市民生活への影響を意識せざるを得ないのも実情でございます。そこで、委員の皆様にも、特に市民、市内の法人である委員の皆様にも御意見を伺いたいと考えました。

まず、下水道使用料について御説明させていただきます。本市の下水道事業の経営基盤は、いまだに脆弱でありまして、その年に得た資金を全て、その年に使い切るといふ、言わば自転車操業に近いような状態でもございます。また令和3年度においても、3億円を超えます一般会計からの基準外の繰入金。これは何かと言いますと、国が認めている下水道事業に対して支援できる税金の額を超える額のお金を一般会計から支援をいただいて、収支が成り立っているような状況でございます。このことは、より多くのサービスを提供しております一般会計を苦しめることにもつながっております。したがって、現在の経営状況や一般会計からの、国が示した基準を超える繰入金の解消、これを一刻でも早く改善するために、下水道使用料につきましては、月額135円、税込みで150円弱となりますので、予定どおり、令和5年4月1日からの改定を行いたいと考えております。

これに対しまして、水道料金のほうですが、現在の水道事業会計は安定的な経営基盤を維持することができております。今回の改定は、例えてみますと、下水道事業が安定飛行を目指すための改定であるのに対しまして、水道事業は、今後、施設の老朽化が進むことや耐震化を進めていく中でも安定飛行を維持するための改定となりますので、若干の時間的余裕を持たせることも検討の余地があるのではないかと考えております。

御審議いただきました答申となります⑤案では、月20立方メートルの使用で180円の値上げとなります。上下水道料金同時の改定は本市としては初めてのことでありますが、下水道に加入している方は、下水道の135円を踏まえますと、月額315円、検針は2か月分で請求いたしますので、1回の請求額は2倍の630円に消費税が加わりますので693円の増額となります。平成23年度以降、上下水道を合わせて4回の料金改定を行っていますが、1回の請求額は、月20立方メートルの場合、205円から756円の増額を行ってまいりました。これらの改定と比較いたしましても、決して大きな改定ではないと思います。

しかしながら、水道料金以外の電気やガス、これも値上がりが続いております。あるいは食料品も相次ぐ値上げが起きております。こういう中では、過去に比べて大きな改定ではないといっても、市民の皆様の受け止め方は異なってくるかもしれないと考えております。

また、これに加えまして、一般会計では、今年度において、国からの地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策を行うことも検討しておりまして、早ければ9月議会に補正予算を計上することで、現在、内部の調整を進めている状況にあります。

こういう様々な状況を踏まえた上で、水道料金については、何が何でも令和5年4月1日から値上げということではなく、4か月から1年程度の間で施行の時期をずらすことについて、今後、検討の余地があるのではないかと思います。このことに関して、委員の皆様の方の率直な御意見をぜひ伺っておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○茂庭会長 ありがとうございます。ただいま経営総務課長から御説明があったように、財政計画やシミュレーションの結果では、令和5年度の4月1日からの改定を前提として、今まで皆様方の御意見を伺ってまいりましたが、計画策定時には予期していなかった物価上昇、特にロシアのウクライナ侵攻から大きな影響を受けていると思っておりますが、そういう物価上昇の影響や、あるいは国からの交付金など、改定の背景が変化してきているというお話でした。

ただいまの説明では、これを踏まえても、下水道使用料については、予定どおり、令和5年4月1日に施行したいと。水道料金については、若干不透明な動き

もありますけれども、今年度の一般会計補正予算の動きを踏まえた上で、若干の検討の余地が残っているのではないかというお話でした。

料金改定の施行時期について、以上のことを踏まえて、皆様の御意見・御質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは、なかなか分からないことで、難しいんですけれども、もう2、3か月して、秋になってくると少しは実際の見通しがついてくるかもしれませんが、水道水の使用量そのものもどうなるか。今のところの見通しでは、人口減少に伴って、あるいは原単位の変化に伴って、料金収入が減ってくるだろうと考えていますけれども、ただ一方では、コロナがまだ長引きますと、在宅勤務が増えて、家庭の使用量がより増えていき、料金収入が上がってくるような可能性も残っていますので、なかなか不透明な部分もあるかと思えます。

時期についてももう少し検討したいという提案ですが、いかがでしょうか。

○宮永委員 御提案があったとおり、今日の情勢を勘案しますと、先ほどありました4か月から1年以内ぐらいで、状況をもう少し見ていくことについては、市民感情あるいは市内の企業の思い、そうしたことを勘案すると必要ではないかなと思います。

私は団体の組織を運営している中で、やはり電気料の異常な値上がりについては大変であると思えますし、また、神奈川はどうなるかは分かりませんが、最低賃金の見直しなどなど、大きなものが控えている状況でありまして、できれば、もう少し短期的にも状況を把握した中で考えるべきではないかなと思います。

○茂庭会長 この議論は、答申の附帯意見としてつけることになるんですか。

○経営総務課長 そうですね。そのように考えております。

○茂庭会長 時期をいつにするという答申を行う必要はないんですね。

○経営総務課長 そうですね。それはもう上下水道事業管理者たる秦野市長が決めることだと思っております。附帯意見として、今、例えば宮永委員がおっしゃったような意見をつけていただければ、市長が御自身で判断されるのではないかと考えます。

○茂庭会長 そういう説明です。ですから、答申を審議会として行うときに、値上率については、ここに提案されたとおりの値上率で提案し、実施時期については、特に水道については、今後の動きを見据えた上で考えてくれという附帯意見をつけるということで、コメントをいただきたいということなんですが、いかがでしょうか。

○中谷委員 先ほど、交付金も国のほうからということで、やはり市民としては、離職された方もいろいろいらっしゃるの、家庭の困窮というか、経済的な

困窮もあると思うんです。であれば、可能であれば、水道料金のほうは、2、3か月ぎりぎりまで後のほうに施行の延期をお願いできればと思います。

○**茂庭会長** 水道は少し時期を遅らせることも視野に入れてはいかがかという御意見でした。いかがでしょうか。

○**宮永委員** もう一つ意見があって、水道企業経営を考えたときに、これだけ大きな変化が出ているときに、今のシミュレーションを基に、これで先ほど、短期スパン、4年間だとおっしゃっていますけれど、本当にそれで持つかなという逆の心配もあるわけです。そういうことも少し、もう一度、再チェックしながら慎重にやるべきではないかなという感じもしているところがあります。

○**経営総務課長** 施行時期を遅らせることは、それだけの減収につながることであります。その減収分をどうするんだというのは、現時点ではお見せできない上で御意見をお伺いしているのです、非常に無責任と言えば無責任な状態になるんですが、最終的に、このぐらい遅らせるんだという判断をするのであれば、その部分の減収を何で補うんだということはきちんとお示しをする形で考えていきたいとは思っております。

○**茂庭会長** 私が心配するのは、減収分が、老朽化した管の交換費用など、これを先送りすることでというのが一番手っ取り早いというか、そこに影響が行きやすいんですね。すぐには目に見えないんですが、それが大事故につながったとかということが起きる可能性もありますので、この辺はやはり慎重に検討していただく必要があるかと思います。どうぞ。

○**竹野下委員** 市民の目線と違う立場で発言しますが、個人的には、今、こういった状況下で水道料金を上げるのは、多分、生活していく上で負担になっていくことは間違いないというのはおっしゃるとおりで、それを踏まえて、先延ばしというのも当然、考えには挙がってくると思うんですが、ただ、やはり、水道料金自体をここで引き上げないといけないというのは、変な話、ここでそれを後回しにして、結局、また将来世代に負担を課すことになりかねないですし、逆にそのとき、先延ばしをしたときに、もっとすごいのっぴきならないような状況になっていることも当然あり得るんですよ。変な話、そのとき、改定を今言った物価高とか、いろいろな情勢不安があるから先延ばししようね、もう少し何か月後に料金を上げるよといったときに、そのときに、さらなる物価高騰だとか、さらなる水道施設の老朽化のほうに行ってしまうと水道施設が壊れてしまったみたいな支障があったということになってしまうと、そのときに本当に上げたいときに、逆に上げられないみたいなことになりかねないということを考えて、正直な話、本当にこれは市民的には反感を買うかもしれませんが、とにかく今この状態で行わなければならないということに関しては、基本的には

前へ進めたほうがいいのかというのが私の考えです。

あと、変な話、これは言っているのかということもあるんですけど、基本的に、あとは実際に行くことになったとしても、そこでまたもう一回、市長から上げても、議会のほうで止められる可能性もありますので、そこも加味すると、それはそれで市民の方々の総意でストップがかかることになると思うので、一応、個人的には、予定を先延ばすにしても、1年先に先延ばすことが必要かについては本当に今の範囲で、仮に先延ばしをしても、代替措置とかで、ぎりぎり、その減収を補えるようなラインを見極めた上で延ばすと。仮に延ばすとしてもというぐらい、かなり詰め詰めの形でやったほうが、恐らく、苦しいとは思いますが、相当いろいろな方々の反感とかも買うかもしれませんが、料金改定ということに関しては、正直、断固たる決意でやったほうがいいのかというのが意見としてはあります。

あと、先ほどちょっと言った国からの交付金ということもあると思うんですけど、ほかの自治体とかでは、どこかしらでお耳にした方もいるかもしれませんが、水道料金の一時的な無料化ですか。無料化とかに当てているようなところもあるという話をちらほら聞いたりもしているんです。それが国からの交付金を使っているのかは怪しいんですけど、最近も、自治体で、こういったコロナ禍とか、物価高を受けて、基本料金とかを減免しているようなところもあるので、そういった流れとかも受けている中で、下手に先延ばしにしてしまうと、逆にもう上げづらくなってしまいかねないなというのは意見としては挙げておきたいかなというところなんです。

なので、個人的には、市民感情も大切なんですけど、水道の将来のことを考えて、延ばすなら延ばすにしても、本当のぎりぎりラインをちゃんと見極めてやっていただきたいと思います。長くなりましたけど、以上です。

○茂庭会長 本当に難しい問題でして、せっかく、ここで値上げを答申したのに議会で反対されるとどうかと。ただ、審議会としては、議会で反対されるかどうかまでは考えなくてもいいのかなと。市長側でどう判断するかということで、よろしいかなと思うんですけども。

確かにおっしゃるように、ここで引き延ばしをすると、後で余計、値上げしにくくなるとか、いろいろな影響が出てくることも考えられます。下手なことを行いますと、かえって、後でもっと大きな値上げをしなければいけないという可能性もあるわけです。なかなか判断が難しいところですが、これは事務局のほうで、もう少し情勢を検討して、時期については、附帯意見としてつけるかどうかということは、次回以降の審議会でお諮りいただければよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○経営総務課長 はい。

○茂庭会長 答申案を作る際の参考にさせていただきたいと思います。どうぞ。

○宮永委員 御提案があったものは、令和5年4月1日に施行していくということの中で、これに4か月から1年のタイムスパンで少し考えようよと。そういう御提案でしたよね。

○経営総務課長 先ほどおっしゃられたように、全部の部分を先延ばしをして、やることをやらなくなるということが一番怖いので、施行の時期をずらすとしても、議会への提案自体は今年度の12月議会に一括で提案したいと思っています。施行の時期は、附則と言いますが、附則の中で、ただし、水道料金については令和5年度の例えば8月1日からの施行とするとか、そういうものを定めることを今、イメージしています。

○宮永委員 先ほどあったとおり、上水道はある程度、安定経営であると。下水道については難しいということなので、我々はその辺は分からないので、その辺はよく吟味した中で検討していただければと思います。

あと、その他で、これは聞いておきたいことなんですけど、これまで上下水道ともに、敷いたときに負担金が発生しますよね。負担金は、単年度収益の中で会計処理をしているんですか。

○経営総務課長 処理しています。

○宮永委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

○茂庭会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○杉本委員 私自身、商工会議所の代表として出させていただいていますが、秦野の商工会議所では、会員が2,300ちょっとなんです。今、この間、労働局のほうでも最低賃金の改定の件ですが、特に最低賃金の場合、全体的なものがあって、秦野商工会議所は上がらないということではできないんです。ただやはり、神奈川県は1,040円と高いんです。隣の山梨あたりだと八百幾らと。静岡だと900円ぐらいと。静岡、山梨から秦野へ営業に来るような事業所も多いんです。そういう中で、これはここには関係ないことですが、やはり、それ以上の距離がある川崎、横浜と同じ最低賃金で、秦野の場合は、なかなかそういったことで、企業にとって厳しい状態なんです。特に事業所は、大企業と中堅企業は2%ぐらいです。ですから、98%の事業所は中小企業もしくは小規模事業所なんです。特に飲食業とかサービス業は、コロナが少し収まって、また伸びてきたところ、また今、急激に伸びてきて、非常に苦しい立場に立っています。

そこで、水道を一番使うのは飲食業とかサービスを提供しているところかと思えます。ですから、会議所としては、水道料金とかは最大限延ばせられる1年まで延ばしていただきたいという要望です。飲食業は今、非常に苦しいです。

○茂庭会長 いろいろ御議論いただきましたけれども、改定時期については、今日、ここで結論を出さないで、今後の物価上昇の動向なども踏まえながら、ただいまいただきました御意見を審議会の答申案として作成する際に参考にさせていただきます。

ほかに特になければ、本日の予定は、これで議事は終了いたします。よろしいでしょうか。

それでは、「その他」に移らせていただきます。事務局から何かありましたら、お願いします。

○課長代理（総務担当） 今後の上下水道審議会の開催日程について御説明させていただきます。

御多用のところを大変申し訳ございませんが、次回の開催日程について、8月22日月曜日午後2時からの開催を予定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては書面開催とさせていただきます。開催通知については、後日、8月上旬に郵送させていただく予定です。委員の皆様の御予定の確保をお願いいたします。

繰り返します。次回の開催日程については8月22日月曜日午後2時からの開催を予定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては書面開催を予定しておりますので、御協力をいただければと思います。

事務局からは以上です。

○茂庭会長 ただいま、次回の日程について、8月22日を予定したいと御説明がありましたが、何か御質問等はございますか。

開催する場合、開催時間は午後2時からということによろしいですね。

○課長代理（総務担当） はい。

○茂庭会長 よろしいですか。それでは、ほかになければ、これで終わらせていただきます。

皆様お忙しい中、4か月連続の開催となります。場合によっては、第4回目は書面会議という不規則な形になるかもしれませんが、御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

午後4時7分閉会